

神栖市大規模盛土造成地マップ

神栖市では谷間や斜面に広範囲の造成を行った地区の把握をするため、調査を実施しました。その調査結果を大規模盛土マップとして公開しています。大規模盛土造成地が身近に存在するかどうかを知っていただく目的で作成したものです。



～ 安心・安全なまちづくりを目指して ～

近年の大地震では、大規模盛土造成地で滑動崩落（地震による大きな揺れによって谷間や山の斜面などで、造成されたひとまとまりの宅地が滑ったり崩れたりする現象）が発生し、多くの宅地被害が生じました。今後も大地震の発生が予想され同様の被害が想定されることから住民の皆様の安全を確保するため、国において「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン」が示されました。

このマップは市民の皆様が身近な大規模造成地の位置を把握し、今後の地震による防災意識を高め災害の未然防止につなげることを目的として公開するものです。

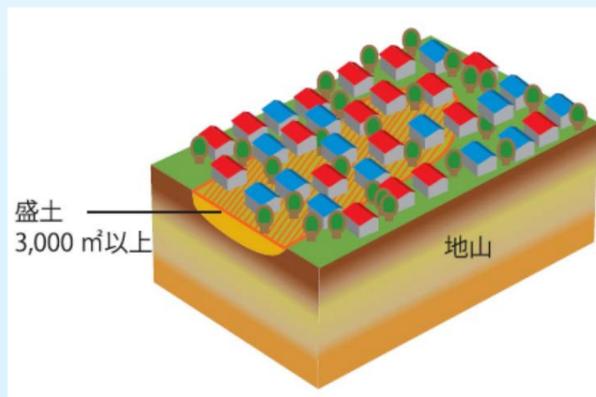


～ 大規模盛土造成地とは？ ～

『大規模盛土造成地』は下記に定義される2種類の型があります。

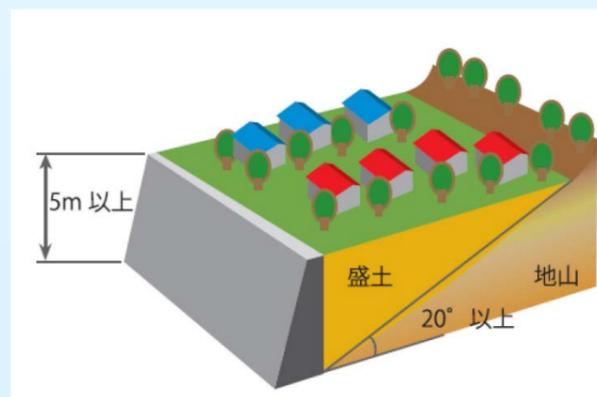
① 谷埋め型大規模盛土造成地

谷を埋め立てた造成地で、盛土の面積が3,000㎡以上のもの



② 腹付け型大規模盛土造成地

傾斜地に盛土した造成地で、地山（造成前の原地盤）の勾配が20度以上、かつ盛土の高さが5m以上のもの



（国土交通省「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」より）

【宅地の耐震化に関するホームページ】

▼宅地防災／国土交通省

<http://www.mlit.go.jp/toshi/web/index.html>

▼我が家の擁壁チェックシート（案）／国土交通省

<http://www.mlit.go.jp/crd/web/jogen/pdf/check.pdf>



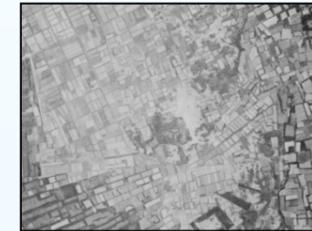
～ 大規模盛土造成地マップ作成方法 ～

大規模盛土造成地マップは、造成前の地形図・空中写真と造成後の最新地形図データを重ね合わせるにより大規模盛土造成地の概ねの位置と規模を示すものです。

大規模盛土造成地の調査は、宅地が対象となっているため、山林や農地などの宅地以外の地域を除外し、調査対象範囲を絞り込みを行いました。



造成前の地形図・空中写真（造成前の地形が残る資料）

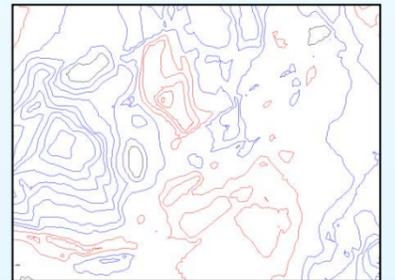


最新地形図

造成前・造成後の地図等をコンピュータ上で重ね合わせ、造成前と造成後の標高の差分を計算しました。

計算の結果、造成前に比べ造成後の標高が高い区域を盛土区域として抽出し、地形変化量図を作成しました（右図の赤い部分が盛土領域）。

この地形変化量図をもとに盛土区域の規模（面積または高さ・勾配）がガイドラインの基準に達した盛土を大規模盛土造成地として抽出しました。



地形変化量図

大規模盛土造成地の位置を「大規模盛土造成地マップ」（裏面）にまとめました。谷埋め型盛土を緑色で表示してあります。（ガイドラインの基準に達する腹付け型盛土はありませんでした）



～ 調査結果 ～

今回の調査でガイドラインの基準に達する大規模盛土造成地は、谷埋め型盛土2箇所のみでした。いずれも鹿島開発に伴い造成された地域で一般的にイメージする谷埋め型盛土とは違い、傾斜も比較的緩やかな箇所でも必ずしも危険というわけではありません。

- ※ 地震が起きた場合、マップに示されている箇所が必ずしも危険というわけではありません。地下水の処理と盛土の締め固めが適切に行われている場合は安全であると考えられます。
- ※ マップを作成するために使用した造成前の地形図等は必ずしも精度が高くないため、誤差が含まれることを考慮しての縮尺としています。
- ※ 今回の調査結果により大規模盛土造成地の土地に該当したとしても、何か特別な手続きは必要ありません。また、宅地開発や建築を行う場合でも特別な手続きが加わるということはありません。

【問合せ先】神栖市役所都市整備部開発審査課

〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991番地5

電話：0299-90-1111（代） FAX：0299-90-1114

ホームページ：<http://www.city.kamisui.ibaraki.jp/>